4　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドネシアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入され、インドネシア共和国政府による政策文書の実施を支援するために使用される。

5　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

6　インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

7　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

8　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

9　(1)　インドネシア共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

(2)　インドネシア共和国政府は、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って借款を使用する。

10　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び政策文書の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び政策文書に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年六月二十三日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在

日本国特命全権大使　塩尻孝二郎

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

Ｔ・Ｍ・ハムザ・タイブ閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年六月二十三日にジャカルタで

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・

アフリカ総局長

Ｔ・Ｍ・ハムザ・タイブ

在インドネシア共和国

日本国特命全権大使　塩尻孝二郎閣下

○財務省・厚生労働省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第八条第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する感染症等を次のように定め、公布の日から平成二十三年二月二十八日まで適用する。

平成二十二年八月二日

財務大臣　野田　佳彦

厚生労働大臣　長妻　昭

1　株式会社日本政策金融公庫法施行令（以下「令」という。）第八条第三号に規定する主務大臣が指定する感染症は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項の表三の項に規定する口蹄疫とする。

2　令第八条第三号に規定する生活衛生関係営業であってその営業を営む相当数の者の営業について衛生水準の維持向上に著しい支障が生じているものとして主務大臣が指定するものは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち飲食店営業、喫茶店営業及び食肉販売業並びに旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（いずれも宮崎県の区域内にこれらの営業に係る施設を設けるものに限る。）とする。

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町邑輝字広丸一二三二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大岩字本川内四五四三、四五五八、四五五八の一、四五六〇から四五六二まで、四五六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本川内四五四三・四五六二・四五六三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六五の一〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦